平成２２年（再イ）第４５０号

神奈川県鎌倉市手広２丁目18番32号　内海ハウス101

再生債務者　市川　慎一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月６日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１７号

長野県諏訪郡下諏訪町3147番地１

再生債務者　五味　秀一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月６日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（再イ）第１４号

長野県下伊那郡下條村陽皐39番地13

再生債務者　吉村　敬夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月６日　長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（再イ）第１５号

長野県上伊那郡南箕輪村6746番地４

再生債務者　佐藤　　強

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月６日　長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（再イ）第１２１号

奈良県大和郡山市額田部北町607番地７

再生債務者　元岡　美幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月６日　奈良地方裁判所

平成２２年（再イ）第８７号

和歌山県紀の川市馬宿323番地

再生債務者　辻内　正彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月６日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（再イ）第１０号

香川県丸亀市田村町1334番地　プリムヴェールＢ棟101号

再生債務者　氏家　佑治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月６日　高松地方裁判所丸亀支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第５５号

大阪府寝屋川市高倉１丁目25番７号

再生債務者　杉野森孝夫

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年５月６日まで

平成23年４月５日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第４４号

横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町298番地124

再生債務者　市田　弘文

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。

平成23年４月６日

横浜地方裁判所第３民事部

総務省共済組合定款の一部変更について

総務省共済組合定款（平成13年１月６日制定）の一部を次のとおり変更する。

平成 23 年３月 31 日

総務省共済組合代表者

総務大臣　片山　善博

第31条第１項の表中「$\frac{4.02}{1,000}$」を「$\frac{4.65}{1,000}$」に、「$\frac{8.04}{1,000}$」を「$\frac{9.30}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{4.02}{1,000}$」を「$\frac{4.65}{1,000}$」に改め、同条第３項中「前２項に」を「前２項の」に、「$\frac{0.48}{1,000}$」を「$\frac{0.51}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成23年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条第１項から第３項までの規定は、平成23年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

合併公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月十六日

掲載頁　一一八頁（号外第一五〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月八日

掲載頁　一一七頁（号外第一四四号）

平成二十三年四月十四日

福島県須賀川市木之崎字大久保二四番地

四　（甲）パラマウント硝子工業株式会社

代表取締役　畑中　昭雄

北海道江別市工栄町一一番地一

（乙）ニットーボー東岩株式会社

代表取締役　北原　　学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十二月六日

掲載頁　一一五頁（号外第二五七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十二月六日

掲載頁　一一五頁（号外第二五七号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十二月六日

掲載頁　一一五頁（号外第二五七号）

（丁）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十二月六日

掲載頁　一一五頁（号外第二五七号）

平成二十三年四月十四日

愛知県豊橋市中岩田五丁目三番地一三

（甲）株式会社エージェント

代表取締役　山本　清次

愛知県豊橋市中岩田五丁目六番地の一五

（乙）株式会社山善

代表取締役　山本　清次

愛知県豊橋市中岩田五丁目六番地の一四

（丙）株式会社グローバルテック

代表取締役　山本　晴久

愛知県豊橋市中岩田五丁目六番地の一四

（丁）株式会社プロシード

代表取締役　山本　晴久